

訪問看護 重要事項説明書兼契約書

1. 指定訪問看護を提供する事業者

事業者名称	株式会社 大蔵商事
所在地	北海道札幌市東区北 28 条東 2 丁目 2 番 20 号 電話 011-788-9955 FAX 011-788-9956
代表者氏名	代表取締役 藤田 昌人
設立年月	平成 24 年 5 月

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション らふ (ステーションコード：02.9064.9 事業所番号：0160290649)
所在地	北海道札幌市東区伏古 2 条 4 丁目 11 番 11 号 電話 011-788-5506 FAX 011-788-5514
管理者	所長 大江 寛子
サービス提供地域	札幌市東区、北区、白石区
開設年月	平成 26 年 10 月

3. 事業所の職員体制

職種・職務の内容	人員
管理者 従業者に、この規定を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括します。	常勤 1 名
看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。	常勤 4 名(管理者含む) (看護師 4 名) 非常勤 2 名(看護師 2 名)
事務職員 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。	非常勤 1 名

4. 営業時間

営業日	365日とする。
営業時間	9時～17時 ※ただし、24時間常時対応が可能な体制を整えています。

5. 運営の方針

- (1) 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (5) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

6. 通常の事業の実施地域

- (1) 通常の事業の実施地域は、札幌市東区、北区、白石区内とします。

7. 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行います。

(2) 内容

- ①療養上のお世話 ②病状の観察 ③精神に障がいのある方への支援 ④認知症ケア
- ⑤リハビリテーション ⑥医師の指示による医療処置 ⑦ご家族への介護支援・相談

8. 訪問看護計画書作成

- (1) 事業者は利用者の主治医からの訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し、主な事項について説明したうえ、同意を得て看護を提供します。また、主治医へ訪問看護計画書、訪問看護報告書を提出し連携を図るものとします。
- (2) 利用者が訪問看護の計画変更を希望した場合、または、当事業所の訪問看護師が計画変更の必要と判断した場合は、双方の合意をもって訪問看護計画書を変更します。

9. 記録の作成と保存

- (1) 訪問看護師は、利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録物を整備し、本契約終了後から5年間保存します。
- (2) 事業者は、利用者に対して、サービスの実施記録(健康記録)をコピーして渡すことができます。

10. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) その他、利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

11. 利用者負担金

- (1) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割、または3割の額とします。なお費用については別紙の通りとします。
- (2) 健康保険及び高齢者医療保険法による指定訪問看護を提供した場合は、療養費の額に医療保険各法で定められた負担割合を乗じた額を徴収します。
- (3) 訪問看護の実施に伴い、日常生活に必要な物品や衛生材料を提供した場合は、物品の実費相当額を徴収します。
- (4) 前3項の費用の支払いを受ける場合には、重要事項説明書により利用者及びその家族に説明し同意をうけ署名(記名押印)を受けることとします。
- (5) 料金改定があった場合は、別紙により利用者及びその家族に説明し同意を得るものとします。

12. 利用料の滞納

- (1) 利用者が正当な理由がなく、利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期限を定めて期間内にその払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- (2) 事業者は前項の処置を講じた上で、利用者が、前項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって、この契約を解約することができます。

13. 契約終了

- (1) 利用者は事業者に対し、終了理由を伝えることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 利用者が、セルフケア能力の向上により症状が軽快し、事業者の援助を必要としなくなった場合、または双方が目標達成を認める場合は、主治医や介護支援専門員等の連携部署と相談のうえ、契約を終了

することができます。

- (3) 事業者は、利用者に対して、訪問看護の継続がやむをえない事情によって困難な場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の事業所に関する情報を利用者に提供します。
- (4) 事業所は、利用者またはその家族が事業者に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為を行い、信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合は、ただちに、この契約を解除することができます。
- (5) 利用者が死亡された場合は、この契約は自動的に終了します。
- (6) 利用者が3ヶ月以上訪問看護サービスを受けていない場合は休止とし、それ以降にサービスを再開する場合には、サービス日時、内容を相談・調整することになります。

14. 緊急時の対応

- (1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡を取る等、必要な措置を講じます。また、登録されている緊急連絡先に連絡します。

15. 衛生管理等

- (1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発症し、またはまん延しないように、各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 苦情等

- (1) 利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護及び介護予防訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

●事業者窓口

訪問看護ステーション らふ 管理者 大江 寛子
電話：011-788-5506 相談時間：9～17時（平日）

●公的団体窓口

北海道国民健康保険団体連合会

所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階

電話：011-231-5175 受付：9～17時（土・日・祝は除く）

高齢者・障がい者生活あんしん支援センター(あんしんセンター)

所在地：札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階

電話：011-632-0550 受付：9～17時（土・日・祝、12/29～1/3を除く）

17. 損害賠償

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。ただし、事業所は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。
- (2) 前項の場合、利用者またはその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を相殺することができます。
- (3) 当事業所は、損害賠償を伴わない軽微な事故においても、事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとします。
- (4) 当事業所は、訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

18. 個人情報保護

- (1) 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。これは契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得て、それらの個人情報を用います。
- (3) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

19. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

20. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

21. 地域との連携等

- (1) 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を行うよう努めるものとします。

22. その他運営に関する留意事項

- (1) 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供の提供をさせないものとします。
- (2) 事業所は、適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するために方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

23. ハラスメントの防止・対応

- (1) 当事業所は、適切なサービスを提供する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、職員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められた場合や利用者、利用者家族等が当事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限する事ができる。

24. 規定外条項等

- (1) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社大蔵商事とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとします。

様(以下、「利用者」とします)と訪問看護ステーション らふ(以下「事業者」とします)は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

上記の契約を証するために、本書を2通作成し、利用者と事業者が署名または記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に継続します。

契約締結日 _____

利用者	私は、以上の契約の内容および重要事項、利用料金等について訪問看護ステーションらふより説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。		
	住所	〒	
	氏名		

代理人	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意志を確認しました。		
	本人との関係		署名を代行した理由
	住所	〒	
	氏名		

事業者	当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。		
	住所	〒007-0862 北海道札幌市東区伏古2条4丁目11番11号	
	名称	株式会社 大蔵商事 訪問看護ステーション らふ	
	代表者	大江 寛子	
	説明者	訪問看護ステーション らふ	
	電話番号	011-788-5506	FAX 番号